

議案第五十一号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公園の利用の促進に関する業務

別表第一芝浦公園の項中「東京都港区芝浦三丁目一番二号」を「東京都港区芝浦一丁目十六番二十五号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

指定管理者に行わせることができる業務に公園の利用の促進に関する業務を追加するとともに、芝浦公園の位置を変更するため、本案を提出いたします。